

■ 富士ヒノキ製玩具贈呈事業業務委託その2仕様書

1. 富士ヒノキ製玩具（以下「玩具」という。）は、子どもが触れる部分は100%木材を使用し、木材部分の50%以上（体積換算）について富士ヒノキを使用すること。
2. 玩具の事故等に対応する保険に加入すること。
3. 玩具は、市内にて製造又は販売されているものとする。
4. 玩具は、保護者が容易に持ち帰り可能な包装、梱包を施し、富士ヒノキ製玩具贈呈事業の説明を同封すること。
5. 作製者は、「6カ月児すくすく赤ちゃん講座」（以下、講座）の開催日の前週木曜日までに必要とする個数（組数）の玩具を地域保健課に滞りなく納品すること。ただし、初回の納品に限り、講座の開催日の前日までに納品すること。
6. 納品個数は、講座の対象者数とし、対象者数は林政課から報告する。
7. 地域保健課への納品回数は、1月当たり3回以下とする。
8. 作製者は、地域保健課への納品前に、林政課にて納品個数の検査を受けること。
9. その他、本仕様書に記載のない事項については協議の上決定するものとする。